

立川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 17 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

所掌事項の追加による。

立川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

立川市特別職報酬等審議会条例（昭和39年立川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬等並びに市長、副市長、<u>教育長及び常勤の監査委員</u>の給料等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定により、立川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の報酬並びに市長、副市長、<u>教育長及び常勤の監査委員</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する場合のほか、議会の議員、市長、副市長、<u>教育長及び常勤の監査委員</u>の期末手当の支給月数について、審議会の意見を聴くことができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬等並びに市長、副市長及<u>び教育長</u>の給料等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定により、立川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及<u>び教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する場合のほか、議会の議員、市長、副市長及<u>び教育長</u>の期末手当の支給月数について、審議会の意見を聴くことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。